

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 土地改良事業計画の縦覧  
建設業者の変更登録  
保安林の解除予定  
土地改良区の設立認可  
土地改良事業認可  
指定区域の解除
- ◇公告 保母試験の合格者  
者毒物劇物取扱者試験の合格者  
昭和三十年度吏員昇任試験の合格者
- ◇正誤 昭和三十年八月三十日鳥取県告示第四百十二号中訂正

## 告示

鳥取県告示第五百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八

条第一項の規定により、青谷土地改良区から新たな土地改良事業を行うことについての認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十年十一月十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十年十一月十九日から同年十二月八日まで

三 縦覧の場所

気高郡青谷町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百七十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十年十一月七日変更登録した。

昭和三十年十一月十八日

鳥取県知事 遠藤 茂  
登録番号 登録年月日 商号又は名称 おもな営業所の所在地 申請者氏名  
鳥取県知事登録 昭和三十年六月二十八日 三協水道商会 (新)鳥取市今町一丁目一七八 浅井 一雄  
(は)第三八五号 (旧) 吉方四区三九八

鳥取県告示第五百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条に基く同法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二条の規定により次の土地について保安林の指定を解除する予定であるから同法第三十条の規定により告示する。

昭和三十年十一月十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

市郡一町村一大字一字一地名番	全面積	解除予定面積	解除の理由	所有者氏名	申請者氏名
鳥取一三津一大浜一〇七二ノ一	町台帳見込 二、〇一〇、〇〇〇	町台帳見込 二、〇一〇、〇〇〇	耕地とし て必要を 認める	鳥取市三津 麻木善吉 外四名	鳥取市三津 麻木善吉 外四名

市郡一町村一大字一字一地名番	全面積	解除予定面積	解除の理由	所有者氏名	申請者氏名
同 一 高路 ウレ谷 八九二ノ二	二、六〇七、八七〇〇〇	二、六〇七、八七〇〇〇	指定理由 の消滅	鳥取市高路 坂口俊夫	鳥取市高路 高田 実
同 一 同 同 八九二ノ五六	三、九〇〇、三三三〇〇	三、九〇〇、三三三〇〇		同 藤田弘志	同 同
同 一 同 同 八九二ノ五七	一〇、一〇一、〇〇〇	一〇、一〇一、〇〇〇		同 落合林平	同 同
同 一 同 同 八九二ノ五八	一、七五三、五八三〇〇	一、七五三、五八三〇〇		同 同	同 同
同 一 同 同 八九二ノ五九	三、〇〇三、〇〇〇	三、〇〇三、〇〇〇		同 同	同 同
同 一 同 同 八九二ノ六〇	一、〇三六、〇〇〇	一、〇三六、〇〇〇		同 同	同 同
同 一 同 同 八九二ノ六一	一、〇七六、〇〇〇	一、〇七六、〇〇〇		同 湯ノ口薫	同 同
同 一 同 同 八九二ノ六二	三、九三五、三三三〇〇	三、九三五、三三三〇〇		同 同	同 同
同 一 同 同 八九二ノ六三	三、〇四〇、三三三〇〇	三、〇四〇、三三三〇〇		同 同	同 同
同 一 同 同 八九二ノ六四	一、〇〇一、三三三〇〇	一、〇〇一、三三三〇〇		同 同	同 同
同 一 同 同 八九二ノ六五	二、八二九、二七二〇〇	二、八二九、二七二〇〇		同 同	同 同
同 一 同 同 八九二ノ六六	一、〇〇〇、一三三三〇〇	一、〇〇〇、一三三三〇〇		同 同	同 同





住所	東伯郡三朝町大字湯谷	倉本 仁	外二十四人
申請人	西伯郡会見町大字浅井	板持 平八	外二十七人
共同施行の名称	湯谷土地改良事業共同施行		
認可年月日	昭和三十年十一月十五日		

鳥取県告示第五百七十四号

昭和三十年十月鳥取県告示第五百二十七号をもつて公示した牛の流行性感冒予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第五十二号）による指定区域（西伯郡大山町、大山村、西伯町米子市のうち旧成実村の区域）を解除する。

昭和三十年十一月十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

公 告

昭和三十年度児童福祉施設保母試験の合格者は次のとおりである。

昭和三十年十一月十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取市（受験願書受付順）

- 福井 正枝、村上ヘナエ、森下 光子、中野 和子
- 末次 澄枝、横山 桂子、白岩 昌子、西村 陽子
- 岡 信江、福田 和枝、鈴木惠美子、中村 愛
- 谷口貞子、千代西尾五重、谷口 道子、熱田寿賀子
- 岸 雪江、村松 紀子、田中 緑、近藤 泰子
- 上岡 睦枝、谷口寿美子、松木 窈子、安原 正枝
- 門田 芳子、岩村 仁美、宮脇比夫美、山根 好子
- 人見佐代子、田淵惠美子、加藤 輝子、細田 博子
- 尾崎 和子、永島 敏子、永島 節子、中村 芳江

- 森本 和枝、林 富美子、中山善美子、花房 俊子
- 北村 冴子、田淵和加惠、谷口 雅子、石塚 広枝
- 安東 綾子、坂本 安子、石黒美也子

- 仲野 明美、松岡 享子、寺口八重子、広谷 芳子
- 石原 松子、米谷登美子、寺谷 光代、清水 房枝
- 橋本 秀子

- 倉立美保子、熊谷 良、原 啓子、遠藤 国枝
- 児島 和美、渡辺 雅江、山根百合子、青木佐知子
- 三国 昭子、佐々井 緑、後藤 玲子、安藤紀栄子
- 宮平 玉枝、高橋 和子、藤井 久代、井上 令子
- 中尾 圭子、永見 君代、大上 惠美、福井 玲子
- 松本 弘子、大谷 智里

- 小河 信子、谷口 惠子、前田 陽子、谷山 文子
- 西尾 俊惠、松本美枝子、山根美智子、萩原 宣子
- 木島胡桃、加賀田小百合、渡辺 珠枝、山根美恵子
- 藏内千寿子、中家 教恵、松田 成子、三島 重子
- 長谷川鈴枝、小椋 千鶴、山中 和子、高木 光江
- 西川 球子、細川 翠、錫木田鶴子、西尾 明子
- 下田 信子、大坪 賀子、垣内 節子、松本みどり
- 森本 和枝、田中 公子、原田 睦子

- 倉吉市
- 山口 久子、淀瀬 和枝、絹見みどり、中井 利子
- 山岡 玲子、田村 正子、伊藤 英子、鉄本 和子
- 伊藤喜美江、佐治富美江、吉田 澄子、亀井 真恵
- 石坂 仁美、矢木 久恵、山口 照子、原田 弘子
- 西村 国子、川崎慈津代

- 気高郡
- 宮石美智代、沖島 侃子、岩垣 泰子、山内 安子
- 原田 圭子、日野 光枝、岡本登紀子、長戸 美範
- 湯 妙子
- 東伯郡
- 藤原 勤子、本田 郁子、瀬尾美智子、亀田由紀子

- 岩美郡
- 奥田 敬子、山川 政子、川口 麗子、前島 静江

西伯郡

仲倉 明子、尾崎 素子、森本 親恵、梅田 都子  
 山上 京子、高野 文枝、西本 一子、大丸美恵子  
 山本 弘子、野間田君恵、河原条頼子、田中 達恵  
 中村 弘子、米本五百子、米原瑠美代、西川 澄枝  
 神波ひき乃、陶山富士子、前田 房英、林原喜美子  
 谷口 利子、佐々木秀子、紙谷 琳子、谷内志津子  
 野間 節子、山下 峰子、佐々木民子、入江 良子  
 加治木正佐恵、岩本温恵、谷川 晶子、馬野 初枝  
 竹内 伸子、櫃田 信恵、田中真知子、石井美佐子  
 米沢美恵子、森田 逸子

足立多喜代、里見 諒子、妹尾 瑞子、芦達美智子  
 池淵 清美、景山喜久代、小林美代子、藤江満智子  
 足立 純子、伴藤 圭子、岩井 暘子、川上恵美子  
 提島 恭子、吉岡 明美、林原 玉枝、内田 京子  
 門脇恵美子、角 芳子、井塚美保子、三嶋 成江  
 倉光 玲子、宮川美由紀、都田 亨子、森田 睦子  
 南 あや子、松下ヨネコ、門脇 京子、船原 文子

日野郡

宇田川玉枝、三森 鈴子、安江 寛、景山 邦子  
 七瀬嘉世子、小谷 敬子、太田 博子、新田 澄子  
 松原 敏江、近藤はや子、百田 薫江  
 島 根 果  
 矢野 タヅ、荒木 三重、平木 秋美  
 岡山 県  
 早瀬 恵美、松田 容子  
 兵庫 県  
 西沢 皓子、岡田 絢子

昭和三十年十一月十二日行つた毒物劇物取扱者試験の合格者は次のとおりである。

昭和三十年十一月十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

毒物劇物取扱者試験合格者

受験番号 氏 名

一般用 二 宮武 秋江

三 稲田 俊夫  
 四 森村 昭  
 五 松田 妙子  
 一 今井 藤夫

昭和三十年度吏員昇任試験合格者を次のとおり公告する。  
 昇任候補者名簿は公告の日から有効とする。

昭和三十年十一月十八日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 藏

昭和三十年度吏員昇任試験合格者

一般事務職

(受験番号)(氏名) (受験番号)(氏名)

四九 田中 淳一 一〇四 野田 正子  
 一八 岩本 武夫 四八 大田 恵之介  
 一二 泉原 正人 三三 前田 昭  
 九一 石破 博行 二六 福井 昂  
 五六 松本 英俊 一四三 有田 由基雄  
 一一 植田 和広 一九 寺坂 保

六六 広谷 浩 一〇七 西田 達夫  
 一五一 山田 土朝 二 加藤 裕之輔  
 五 山根 春雄 七 中村 住雄  
 二三 林 喜代隆 五二 山本 俊哉  
 七一 三沢 定雄 七七 丸山 節夫  
 一三九 竹内 保成 一三 香河 和孝  
 六四 井上 壽夫 四三 森岡 春国  
 一〇二 岸本 春一 一六二 山田 幸枝  
 四 西尾 順一 一五〇 吉田 四郎  
 一五三 服部 貞雄 (以上三一名)

土木職 九 田島 孝明 四 村本 富士夫 (以上二名)

建築職 三 新 洋孝 (以上一名)

農業職 一一 門脇 忠親 一九 野儀 尊

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

發行日 火、金

鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町

二九 堀田 義徳  
 一五 松本 昇一  
 三五 道谷 稔  
 二二 木天 英治  
 三〇 遠藤 一夫  
 (以上一〇名)

林業職  
 一二 北村 幸男  
 二七 森脇 源八郎  
 八 岩成 一美  
 三 山崎 智男  
 (以上四名)

畜産職  
 一 村下 榮  
 五 泉 文治  
 (以上二名)

水産職  
 五 尾坂 好博  
 二 大谷 丈夫  
 (以上二名)

蚕糸職  
 二 坂根 豊  
 (以上一名)

農業土木職  
 一 西崎 豊善  
 九 寺脇 豊  
 一〇 坂出 和  
 (以上三名)

正 誤

昭和三十年八月三十日鳥取県告示第四百十二号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁行 段 誤 正  
 二五六 二四八、七〇〇〇 一四八、七〇〇〇